

船舶事故調査報告書

令和元年 11月 6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	転覆																								
発生日時	令和元年 5月 19日 09時 50分ごろ																								
発生場所	鹿児島県喜界町トンビ埼北西方沖 トンビ埼灯台から真方位 312° 10海里（M）付近 （概位 北緯 28° 28.9′ 東経 129° 53.3′）																								
事故の概要	漁船MEGUMIは、漂流中、転覆した。 MEGUMI は、船外機等に濡損を生じた。																								
事故調査の経過	令和元年 5月 21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか 1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																								
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 MEGUMI、1.0トン KG3-36796（漁船登録番号）、個人所有 5.37m（Lr）×1.79m×0.84m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.1kW、平成5年2月1日 第295-46363号（船舶検査済票の番号）																								
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年5月18日 免許証交付日 平成29年3月6日 （令和4年5月20日まで有効）																								
死傷者等	なし																								
損傷	船外機及び航海機器等に濡損（全損）																								
気象・海象	気象：天気 曇り、視界 良好 本事故発生場所の西南西方約10Mに位置する笠利地域気象観測所 <small>かさり</small> の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>09:00</td> <td>北西</td> <td>2.3</td> <td>北西</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>09:10</td> <td>北北西</td> <td>3.3</td> <td>北西</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>09:20</td> <td>北西</td> <td>2.8</td> <td>北西</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	09:00	北西	2.3	北西	3.1	09:10	北北西	3.3	北西	4.6	09:20	北西	2.8	北西	4.1
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間																						
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																					
09:00	北西	2.3	北西	3.1																					
09:10	北北西	3.3	北西	4.6																					
09:20	北西	2.8	北西	4.1																					

09:30	東	2.3	東南東	3.6
09:40	東南東	2.4	東南東	3.1
09:50	東南東	2.2	東南東	3.1
10:00	東南東	2.2	東南東	3.1

海象：うねり 波向東、波高約2.5m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約24℃

鹿児島県奄美地区には、令和元年5月14日04時22分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であつた。

全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による名瀬港（本事故発生場所の西方約20M）の波浪観測値は、次のとおりであつた。

時刻 (時：分)	有義波		波向
	波高(m)	周期(s)	
09:00	1.45	9.5	北北東
09:20	1.47	9.3	北北東
09:40	1.39	9.4	北北東
10:00	1.50	9.7	北北東

事故の経過

本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、鹿児島県奄美市大笠利港を出港し、令和元年5月19日09時00分ごろ鹿児島県奄美大島と同県喜界島の間付近の海域に到着した。

船長及び甲板員は、本船を漂泊して操業を開始したが、釣れないので、本船を西方に移動し、09時40分ごろ、再び漂泊して操業を行った。

本船は、09時50分ごろ、船首を北方に向けた状態で右舷船尾方からの波を受け、右舷側から船内に海水が流入し、左舷側に傾斜して転覆した。

船長及び甲板員は、本船が転覆すると同時に海中に投げ出され、船底を上にして浮かんでいる本船に這い上がって船首側キール部分に腰を掛け、救助を待った。

船長及び甲板員の家族は、15時00分ごろ本船が帰港しない旨を本船が所属する漁業協同組合に連絡した。

本船が所属する漁業協同組合は、船長及び甲板員の家族から連絡を受けて118番通報し、同組合の所属船に捜索の依頼を行った。

船長及び甲板員は、20日10時00分ごろ本船と共に漂流していたところ、僚船に発見され、救助された。

本船は、僚船によってえい航され、大笠利港に陸揚げされた。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)

その他の事項

船長及び甲板員は、本事故時、半袖シャツ、長ズボン及び固定式の救命胴衣を着用していた。

船長及び甲板員は、本船が転覆すると同時に海中に投げ出されたの

	<p>で、着用していた服装が海水で濡れてしまったものの、気温が高かったのですぐ乾き、漂流中に寒さを感じることはなかった。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が本船の船底に這い上がる際、転覆した時に主機が停止したので、プロペラは回転していなかった。</p> <p>船長は、本船が大笠利港を出港する際、風が強くなかったものの、うねりが大きいと感じたので、出港すべきではなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、防水の携帯電話を所持していたが、本船が転覆した際に紛失した。</p> <p>本船は、本事故当時、海面から船縁頂部までの高さが約0.5mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、トンビ埼北西方沖において、波浪注意報が発表され、東方からのうねりがある状況下、漂泊して操業を続けたことから、右舷船尾方から波高約2.5mの波を受けて船内に海水が流入し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、トンビ埼北西方沖において、波浪注意報が発表され、東方からのうねりがある状況下、漂泊して操業を続けたため、右舷船尾方から波高約2.5mの波を受けて船内に海水が流入し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、波等の影響を受けやすいので、波高が高いときや波浪注意報が発表されているときは出港を控えること。 ・ 操業中に波が高くなってきた場合には、波の状況に注意して早めに操業をやめて帰港すること。 ・ 海中に投げ出されても携帯電話を紛失しないように常に身に付け、連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

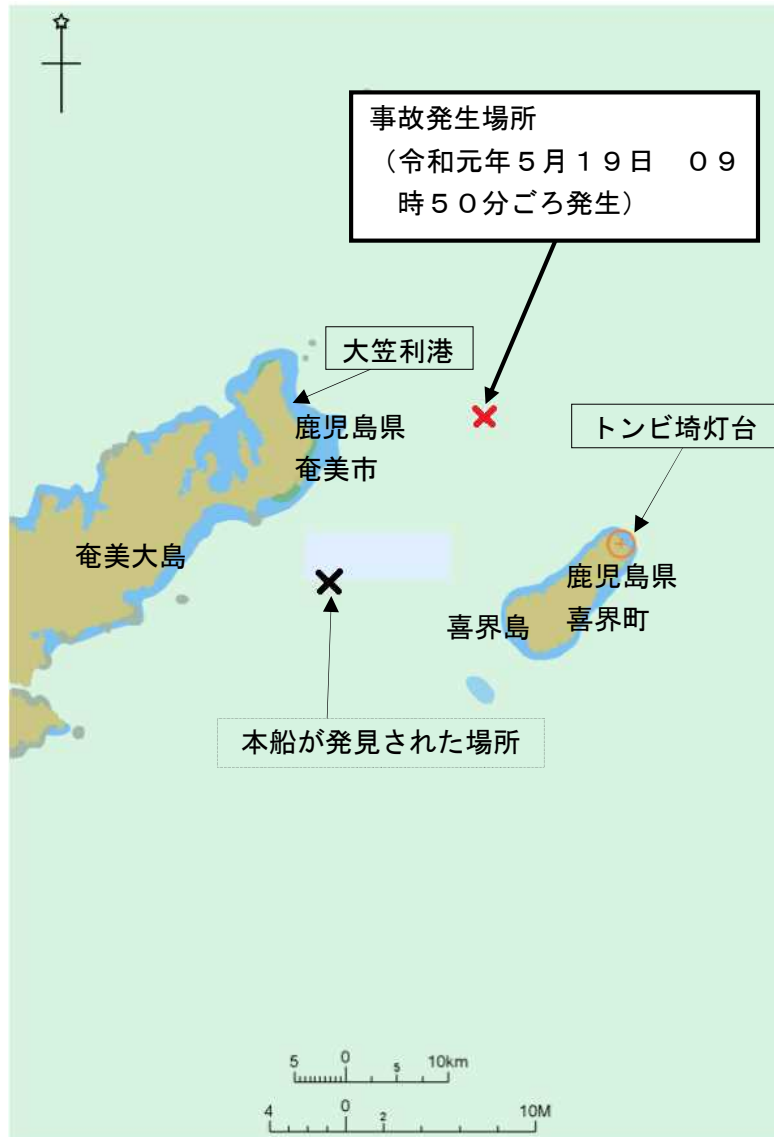


写真1 本船

